

柴田町下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月16日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第30号

柴田町下水道条例の一部を改正する条例
柴田町下水道条例（平成10年柴田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p>			<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p>		
区分	排出汚水量	金額	区分	排出汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,947円</u>	基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,617円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2～3	(略)		2～3	(略)	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。